

答 申

第 1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った後述の第 2 の 3 の非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経過

- 1 令和 5 年（2023 年）5 月 22 日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成 12 年長野県条例第 37 号。以下「条例」という。）に基づき、次のとおり公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

公安委員が許可した風営法や※※※※※※ ※※（深酒）※して など許可届出した※※ 営業所の住所、届出、許可した人の氏名※※公開できる全ての公文書（請求書裏側に書いてある営業所 15 件に関する公文書）（※は、判読不能な文字）

- 2 令和 5 年 5 月 26 日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、審査請求人に対して、請求書に形式上の不備があることを理由に、公文書公開請求補正要求（以下「本件補正要求」という。）を行った。
- 3 令和 5 年 6 月 13 日、本件実施機関は、本件請求について、審査請求人が本件補正要求に応じなかったとの理由により、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 令和 5 年 8 月 19 日、審査請求人は、長野県公安委員会（以下「本件諮問機関」という。）に対して、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

私の請求書の書き方でも通常意味は通じる。電話により確認することで公文書を特定する努力や資料提供に努めていない。請求書について私の字を読めないと言われたが、これは、内容を特定する努力や法を無視している。

公開請求の内容その他公文書を特定するために必要な事項を書けということ自体が曖昧であって、どうしていいかわからず、補正することができなかった。

また、補正したとしても、字が読めないと永久に繰り返す可能性がある。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書及び意見陳述により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件補正要求及び補正の参考事項の提供について

本件請求における請求書に不備があると認められたため、審査請求人に対し、条例第6条第2項の規定に基づき、期限を付して本件補正要求を行った。その際、次のとおり補正の参考となる事項の提供及び補正を求めた理由を明らかにしている。

(1) 本件請求のあて先

請求書の判読可能な記載から推測すると、本件請求は、営業所の許可届出に関する公文書の公開を求めるものであると考えられるが、長野県公安委員会では、当該公文書を管理していない。本件請求は、長野県警察本部長が管理する公文書の公開を求めるものであると考えられることから、本件請求のあて先に誤りがあるため、正しいあて先である「長野県警察本部長」に補正すること。

(2) 本件請求に係る公文書の特定

請求書の「公文書の名称その他の公文書を特定するために必要な事項」の記載が曖昧であり、判読できない部分もあるため、本件請求に係る公文書を特定することができないことから、請求書に記載した営業所について、知りたい情報、公開請求の趣旨その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項を公文書公開請求補正書に記載すること。

2 公文書公開請求補正書の提出について

本件補正要求を行った後、定めた期限を過ぎても審査請求人から公文書公開請求補正書（以下「補正書」と言う。）の提出はなく、請求書の補正がされなかったため、本件決定を行った。

第5 審査会の判断理由

1 本件請求の内容について

本件請求の内容は、営業所15件に対して公安委員会が許可した風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）などの許可・届出に関する公文書を求めるものである。

2 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件請求について、審査請求人が本件補正要求に応じなかったとの理由により、本件決定を行った。

審査請求人は、公開請求の内容その他公文書を特定するために必要な事項を書けと

いうこと自体が曖昧であり、補正することができなかつたと主張する。一方、本件諮問機関等は、本件補正要求により補正の参考となる事項を審査請求人に提供するとともに、補正を求めた理由を明らかにしていると主張する。

本件決定が妥当であるというためには、審査請求人が補正に応じなかつたため非公開決定を行った旨の本件諮問機関等の説明に不合理な点がないことが必要であることから、以下検討する。

(1) 請求書に記載すべき事項について

請求書に記載すべき事項は、条例第6条第1項において、次のアからウまでのとおり規定されている。

- ア 公開請求をしようとするものの氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- イ 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- ウ その他実施機関の定める事項

なお、ウは、公開請求先としての実施機関の名称、請求年月日、電話番号、公開の方法等とされている。

(2) 条例第6条第2項に基づく補正要求について

条例第6条第2項には、「実施機関は、前項の規定による請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定されている。

「形式上の不備」には、請求書に記載すべき事項に漏れがある場合のほか、公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、公開請求に係る公文書が特定されていない場合等を含むものと考えられる。

(3) 本件補正要求及び非公開決定の妥当性について

本件実施機関は、第4の1の(1)及び(2)のとおり本件補正要求を行った。以下、条例第6条第2項に基づく本件補正要求の妥当性について、順次検討する。

ア 第4の1の(1)について

第4の1の(1)は、請求書に記載すべきあて先に誤りがあるため、補正を命じたものである。

(ア) あて先について

本件諮問機関等の主張によると、公安委員会で管理している公文書は「長野県公安委員会における公文書の管理に関する規程」に基づき管理しているところ、本件請求のような許可や届出に関する公文書は存在しないとのことである。

また、本件請求にある風営法に関する事務に関して、「長野県警察の組織に関する規則」を確認したところ、風営法の規定に基づく風俗営業等の許可等に関する事務は、警察本部の所掌事務であることが確認できる。

以上のことから、本件請求の対象は、警察本部長が管理する公文書であると考えられ、あて先に誤りがあることから、請求書の形式上の不備があるとして条例第6条第2項に基づき補正を求めることができるものと認められる。

(イ) 補正の参考となる情報について

補正要求書を確認したところ、本件請求のあて先を正しい名称である「長野県警察本部長」に補正するよう示されていることから、実施機関が審査請求人に対して補正の参考となる情報の提供をしていたことが認められる。

(ウ) 補正の期間について

本件実施機関は、補正の期間を本件補正要求の通知日を含めて15日間設けており、社会通念上必要とされる合理的な期間が定められていなかったとは言い難い。

(エ) 公文書公開請求補正書の提出について

本件補正要求に対して、提出期限を過ぎても審査請求人から公文書公開請求補正書の提出はなかったとの実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、本件実施機関が請求書に形式上の不備があることから審査請求人に本件補正要求を行った判断は妥当であり、審査請求人が本件補正要求に応じなかったことを理由に行った本件決定は、妥当である。

イ 第4の1の(2)について

アで述べたとおり、本件実施機関が本件請求について非公開決定を行った判断は、結論において妥当であるため、第4の1の(2)の記載が不十分であるとして非公開決定したことの妥当性については、判断しない。

3 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和6年(2024年)	4月5日	諮問
	9月18日	審査請求人及び本件諮問機関からの意見聴取及び審議
	11月26日	審議終結